



PD マーク制度が平成 26 年 10 月 1 日から廃止となります

平成 26 年 3 月に神奈川県個人情報保護条例が改正され、本年 10 月 1 日から個人情報取扱業務登録制度（通称：PD マーク制度）が廃止となります。

県では、平成 2 年に神奈川県個人情報保護条例に基づき、個人情報を取り扱う事業者の登録制度を創設し、これまで運用してきました。

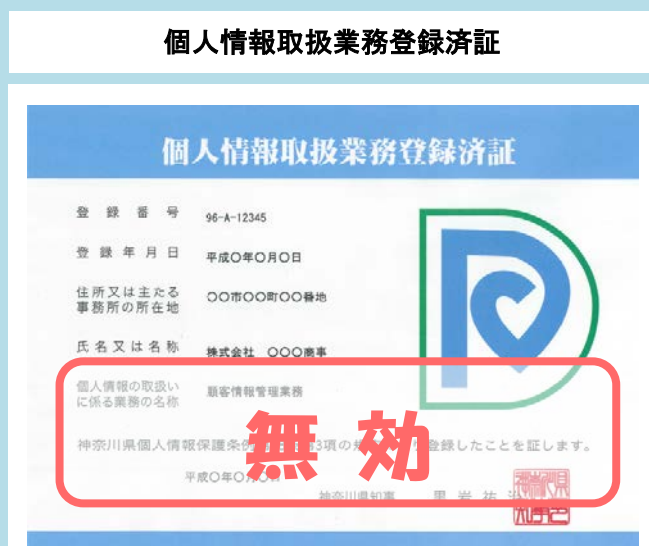
この制度は、事業者が取り扱う個人情報の利用目的などを県に登録し、県民の皆様明らかにすることによって、事業者の個人情報の適切な取扱いを促すことを目的としており、県に登録した事業者に対しては、個人情報取扱業務登録済証等を交付するものです。

しかし、その後、個人情報保護法の施行（平成 17 年）や、第三者認証制度であるプライバシーマーク制度の普及など、制度を取り巻く状況に大きな変化が生じてきたことから、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に制度の見直しについて諮問し、平成 25 年 11 月 14 日付けで報告書（答申）が提出されました。<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p631049.html>

報告書の内容を踏まえ、県として、「個人情報を取り扱う事業者の登録制度の廃止及び今後の取組方針」（裏面参照）を取りまとめるとともに、本登録制度を廃止するため、平成 26 年 3 月に神奈川県個人情報保護条例が改正・公布されています。改正条例が施行される平成 26 年 10 月 1 日までに、本登録制度廃止の周知や個人情報取扱業務登録済証等の回収等を行います。

平成 26 年 10 月 1 日から個人情報取扱業務登録済証等は無効となります

個人情報取扱業務登録済証



PD マークステッカー



個人情報を取り扱う事業者の登録制度の廃止及び今後の取組方針(平成 26 年 3 月策定)

1. 個人情報取扱業務登録制度の概要

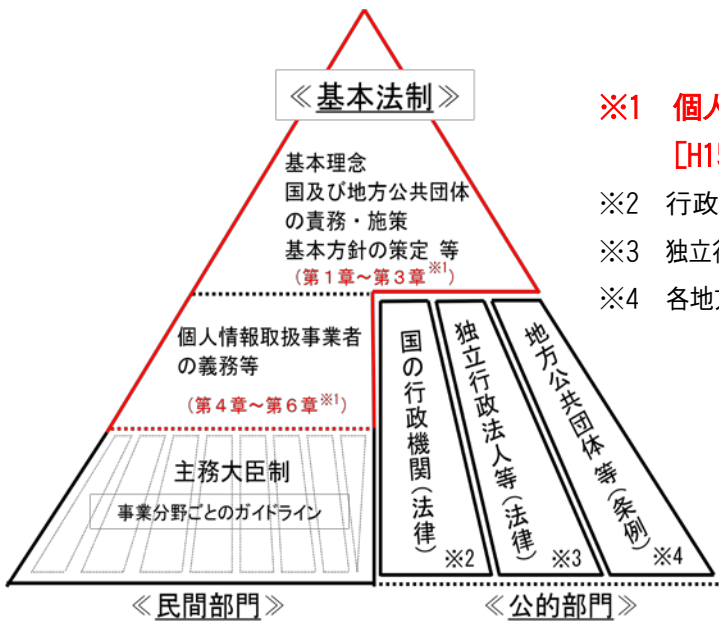
- 県では、平成 2 年に、事業者における個人情報の適切な取扱いを促すことを目的として、神奈川県個人情報保護条例に基づき「個人情報取扱業務登録制度(通称:PD マーク制度)」を創設しました。
- 個人情報取扱業務登録制度は、事業者が取り扱う個人情報の利用目的などを県に登録し、県民の皆様明らかにすることによって、事業者の個人情報の適切な取扱いを促すことを目的としていました。

また、平成 2 年当時は事業者における個人情報の取扱いを規定した法律がなかったことから、個人情報取扱業務登録制度により、県民の皆様が事業者の自主的な努力を評価する機会を得ることとなり、県民の皆様と事業者との間で、事業者の「個人情報の取扱い」に関する社会的なルール化が図られることが期待されていました。

2. 個人情報取扱業務登録制度を取り巻く環境の変化

(1) 平成 17 年に個人情報保護法が全面施行

<個人情報保護法制の全体像>



※1 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)
[H15年5月成立、H17年4月に全面施行]

※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

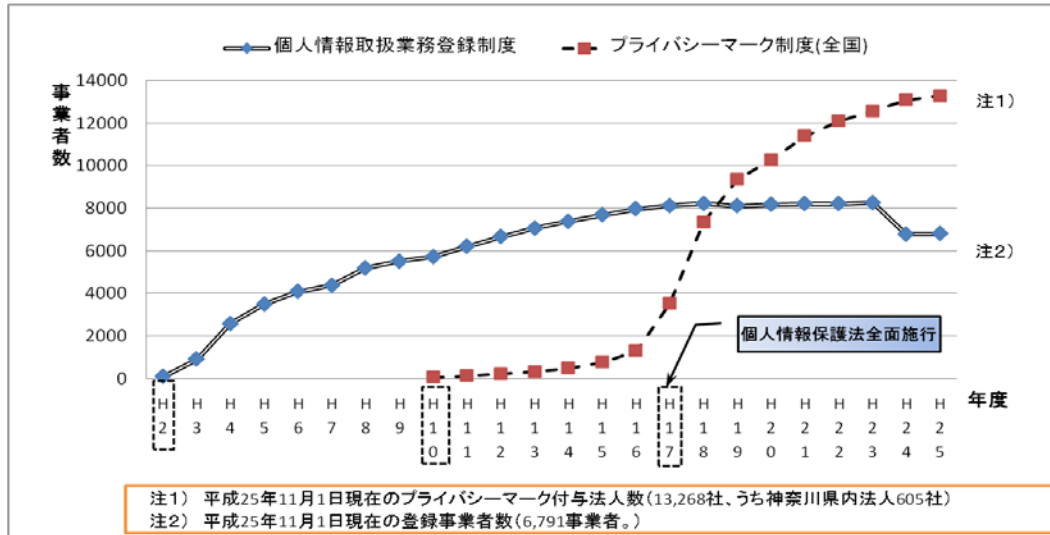
※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例


- 個人情報取扱業務登録制度の創設後に生じた最も大きな環境の変化は、個人情報保護に関する基本理念とともに民間事業者の義務等を定めた個人情報保護法が平成 15 年に制定され、平成 17 年に全面施行されたことです。
- 個人情報保護法により、5,000 人分を超える個人情報を事業活動に利用している事業者には義務が課されることになりました。また、これを受けて各省庁が所管する事業分野ごとの個人情報の適正な取扱いの具体的内容について示したガイドラインの整備改善なども行われました。
- これらのことから、事業者における個人情報の取扱いの社会的なルール化は既に一定程度達成されたため、これを目的として導入された個人情報取扱業務登録制度についても、その当初の目的を達成したと考えます。

(2) 第三者認証制度であるプライバシーマーク制度の普及

<登録状況の推移>



<個人情報取扱業務登録制度とプライバシーマーク制度の比較>

	個人情報取扱業務登録制度	プライバシーマーク制度
実施主体	神奈川県	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会
開始年月	平成2年10月	平成10年4月
登録数	6,791事業者(H25.11.1時点)	13,268事業者(H25.11.1時点)
特徴	<p>・ <u>認証制度ではない</u></p> <p>個人情報の取扱いが著しく不適正である場合を除き誰でも登録できる。実態審査も更新の必要もない制度。</p> <p style="text-align: center;">PD マーク</p> 	<p>・ <u>認証制度</u></p> <p>情報セキュリティ体制等の実態審査による客観的な評価を行い、基準の適合を認証する制度。個人情報保護法の義務規定等との適合も審査基準。2年ごとに更新が必要。</p> <p style="text-align: center;">P マーク</p> 

- もう1つの大きな変化は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認証するプライバシーマーク制度の利用事業者が、平成17年の個人情報保護法の全面施行をきっかけに大幅に増加したことです。
- 本県の個人情報取扱業務登録制度は、著しく不適正な個人情報の取扱いをしている事業者を除き、登録を希望する事業者は誰でも登録できる制度です。一定の水準を満たしたことを認証する制度ではなく、形式的な書面審査を行うのみで、現地実態調査もなく、定期的な更新もありません。
一方、プライバシーマーク制度は、「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム要求事項」*1に適合して、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者を認証する制度です。この制度の有効期間は2年間で、現地実態調査による審査を伴っています。
- このような中、個人情報取扱業務登録制度（PD マーク）については、プライバシーマーク制度と同様に実態審査を伴った更新制の第三者認証制度である、との誤解を県民の皆様にご伝えるおそれがあるため、今後、維持すべきではないと考えます。

*1 事業者が業務上取り扱う個人情報を安全で適切に管理するための標準として制定された日本工業規格。

3. 個人情報取扱業務登録制度の廃止と今後の取組方針

(1) 個人情報取扱業務登録制度の廃止

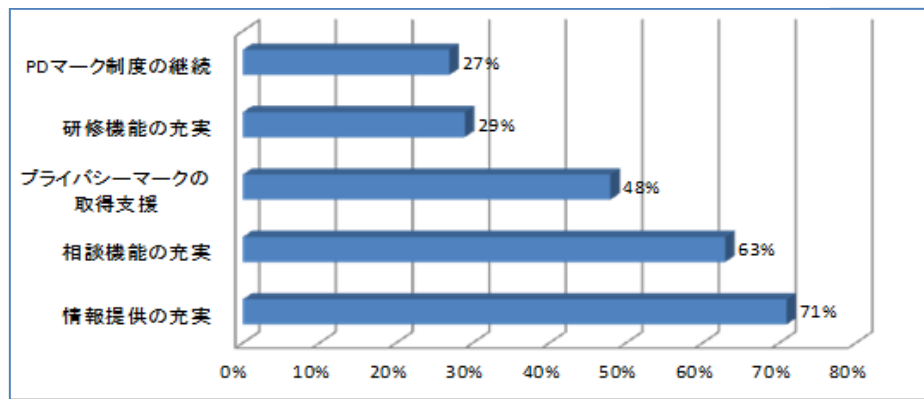
2. で見たとおり、個人情報保護法の施行や、プライバシーマーク制度の普及によって、個人情報取扱業務登録制度はその役割を終えたと考えます。

また、アンケート結果等からは、事業者は、登録制度よりも情報提供や相談機能の強化などを、行政に対して求めていることが分かります。

そこで、個人情報取扱業務登録制度は廃止し、今後、事業者の個人情報の適切な取扱いを支援するための手法としては、登録制度ではなく、情報提供、相談、研修などを充実していきます。

なお、現行制度を利用している事業者に対しては、これまでの検討経過と併せ、制度の廃止及び今後の支援方法についての十分な周知、説明を行ってまいります。

<事業者支援の取組みとして行政に希望すること>



<神奈川県個人情報保護推進会議アンケート調査結果（平成23年10月）より>

(2) 今後の取組方針

① 事業者支援について

・ 基本的な考え方

民間にできることは民間に任せ、県としては、個人情報保護法の義務規定の適用の有無、事業規模や事業形態などを問わず、個人情報の取扱いに関して支援を必要としている事業者に対して必要な支援を行います。

・ 情報提供・相談の充実

行政による情報提供や相談に対する事業者のニーズは非常に高く、県が担うべき役割としても適切であることから、今後の事業者支援策として充実していきます。

特に、県ホームページからの情報提供を充実していきます。

(県民、事業者からよくある問い合わせ(Q&A)。個人情報の漏えい事件事例や事故防止対策など)

・ 研修の充実

行政による研修に対する事業者ニーズも高いため、官と民の役割分担に留意しながら、県として取り組むべき研修を充実していきます。

個人情報の取扱いに関して支援を必要としている事業者が幅広く研修を受講することができるよう、様々な手法を検討していきます。

② 県民、事業者を対象とした総合的な施策について

事業者による個人情報の取扱いに関する県民の皆様の安心感を確保するため、事業者に対する支援だけではなく、県民の皆様に対する情報提供・普及啓発の充実、苦情相談・苦情の処理のあっせん、その他必要と考えられる施策に総合的に取り組んでいきます。